延長保育について

広渕保育所

延長保育とは、保護者の就労形態や残業等、やむを得ない事情により保育時間を越えての保育を理事長が認めた場合を延長保育と言います。

「子ども・子育て支援新制度」により、延長保育の内容が変更となり、保育短時間認定の児童が８時間を越えての保育を必要とする場合にも延長保育として適用となります。

延長保育料についても、１回当たり（①朝、②午後、③開所時間外の各時間で加算）３０分１５０円となり、延長保育時間に応じて３０分毎１５０円が加算されます。

- 短時間保育認定の児童の延長保育
- 開所時間外延長保育実施

○　延長保育料９

区分	延長保育料（単位：円）
１回当たり３０分以内	１５０
１回当たり３０分を超え１時間以内	３００
１回当たり１時間を超え１時間３０分以内	４５０
１回当たり１時間３０分を超え２時間以内	６００
１回当たり２時間を超え２時間３０分以内	７５０

○　延長保育の例

保育短時間認定の延長保育

朝　保育時間　（8:30～16:30）　午後

①7:30～8:30　②16:30～18:30

延長保育時間

①朝の延長保育を利用　⇒　延長保育料：300 円（１時間）

②午後の延長保育を利用　⇒　延長保育料：600 円（２時間）

保育短時間認定の延長保育

朝　保育時間　（8:30～16:30）　午後　開所時間外

①7:30～8:30　②16:30～18:30　③18:30～19：00

延長保育時間

①朝の延長保育を利用　⇒　延長保育料：300 円（１時間）

②午後の延長保育を利用　⇒　延長保育料：600 円（２時間）

③開所時間外の延長保育を利用　⇒　延長保育料：150 円（３０分）

保育標準認定の開所時間外保育

開所時間外　保育時間　（7:30～18:30）　開所時間外

①　7:00～7:30　②18:30～19：00

開所時間外保育時間

①朝の開所時間外保育を利用　⇒　時間外保育料：150 円（30 分）

②午後の開所時間外保育を利用　⇒　時間外保育料：150 円（30 分）